

(趣旨)

第1条 この要綱は、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第61号）に基づき、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の規定による認可外保育施設に対する調査、指導及び命令（以下「指導監督」という。）、法第59条の2の規定による届出の受理並びに法第59条の2の5の規定による報告の徴収及び公表について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、認可外保育施設とは、市内に所在する法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業を行う施設又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第34条の15第2項若しくは法第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この条において「認定こども園法」という。）第17条第1項の認可を受けていないもの（法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設を含む。）をいう。

(届出)

第3条 法第59条の2第1項の規定による届出は、鴻巣市認可外保育施設設置届出書により行うものとする。

2 法第59条の2第2項の規定による変更の届出は、鴻巣市認可外保育施設変更事項届出書により行うものとする。

3 法第59条の2第2の規定による事業の廃止又は休止の届出は、鴻巣市認可外保育施設（廃止・休止）届出書により行うものとする。

(運営状況等の報告)

第4条 法第59条の2の5第1項の規定による報告は、鴻巣市認可外保育施設運営状況報告書により行うものとする。

2 認可外保育施設の設置者又は管理者（以下「設置者等」という。）は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める様式により直ちに市長に報告しなければならない。

(1) 認可外保育施設において、利用者が死亡し、若しくは重傷を負い、又は食中毒等の重大な事故が生じた場合 事故等報告書

(2) 24時間かつ1週間のうちおおむね5日以上入所している児童がいた場合 長期滞在児童報告書

(立入調査)

第5条 市長は、法第59条第1項の規定により認可外保育施設に対する指導監督の実施について(平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別添に定める認可外保育施設指導監督基準(以下「指導監督基準」という。)に適合しているかどうかを確認するため、認可外保育施設について、年1回以上、法第59条第1項の規定による調査(以下「立入調査」という。)を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、認可外保育施設が次の各号のいずれかに該当したときは、当該認可外保育施設について、随時、立入調査を行うものとする。

(1) 前条第2項に規定する報告を受理したとき。

(2) 利用児童の保護者からの通報、苦情その他相談等により指導監督基準に違反していることが疑われるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が立入調査を実施する必要があると認めたとき。

3 市長は、立入調査の実施日の1月前(前項の立入調査にあつては、前日)までに、立入調査の期日、担当職員の氏名その他の必要な事項を設置者等に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(証明書の交付)

第6条 市長は、前条第1項の立入調査の結果、認可外保育施設が指導監督基準に適合していたことを確認したときは、当該認可外保育施設を設置者等に認可外保育施設指導監督基準適合証明書を交付するものとする。

(改善指導)

第7条 市長は、立入調査により改善を要する事項がある場合は、当該事項を改善指導通知書により、当該立入調査を受けた認可外保育施設を設置者等に通知するものとする。

2 設置者等は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に記載された事項を速やかに改善し、その結果を文書により市長に報告しなければならない。この場合において、当該事項の改善に時間を要するときは、当該事項の改善に関する取組を定めた計画書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項前段の規定による報告に記載された改善の状況が不十分であると認めるとき、又は前項前段の計画書に記載された取組の進捗が不十分であると認めるときは、再度の指導その他必要な指導を行うものとする。

(改善勧告)

第8条 市長は、前条第1項又は第3項の規定による改善指導（以下「改善指導」という。）を繰り返し行ったにもかかわらず、認可外保育施設が改善の措置を講じないときは、法第59条第3項の規定による改善勧告を改善勧告書により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、認可外保育施設が次の各号のいずれかに該当するときは、改善指導を経ずに同項の規定による改善勧告を行うことができる。この場合において、市長は、改善勧告を行う前に立入調査を行わなければならない。

(1) 著しく不適切な保育内容又は保育環境であると市長が認めるとき。

(2) 著しく利用児童の安全性に問題があると市長が認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、児童の福祉のため特に必要があると市長が認めるとき。

3 設置者等は、改善勧告書を受けたときは、当該改善勧告書に記載された事項を直ちに改善し、当該改善勧告書を受けた日から起算して1月以内にその結果を文書により市長へ報告しなければならない。

4 市長は、前項の規定により報告に記載された改善の状況等を確認するため必要があると認めたとき又は前項の規定による期限内に当該報告の提出がなかったときは、設置者等に対し出頭を求め、質問をし、又は立入調査を行うものとする。

5 市長は、第1項又は第2項の規定による改善勧告（以下「改善勧告」という。）を行ったにもかかわらず、当該認可外保育施設が改善の措置を講じないときは、当該改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について、当該認可外保育施設の利用者に周知し、法第59条第4項の規定により報道機関等を通じて公表するものとする。

6 市長は、改善勧告又は前項の公表を行ったときは、その旨を県に報告するものとする。

(事業停止命令又は施設閉鎖命令)

第9条 市長は、認可外保育施設が次の各号のいずれかに該当するときは、法第59条第5項の規定による事業停止命令又は施設閉鎖命令（以下これらを「命令等」という。）を事業停止・施設閉鎖命令書により行うものとする。この場合において、市長は、当該認可外保育施設に対し弁明の機会を付与するとともに、鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会の意見を聴かななければならない。

- (1) 改善勧告を行ったにもかかわらず、当該認可外保育施設が改善の措置を講じず、かつ、改善の見通しがなく児童の福祉に著しく有害であると市長が認めるとき。
 - (2) 改善指導又は改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、放置することが児童の福祉に著しく有害な状況であると市長が認めるとき。
 - (3) 児童の生命身体に著しい影響を与える行為その他の社会通念上著しく悪質な行為があると市長が認めるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要する場合は、市長は、認可外保育施設に対する弁明の機会の付与及び鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会からの意見の聴取を経ずに命令等を行うことができる。この場合において、市長は、命令等を行った後、速やかに鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会にその旨を報告しなければならない。
- 3 市長は、前項の命令等を行ったときは、当該認可外保育施設の名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等について報道機関等を通じて公表するものとする。
- 4 前条第6項の規定は、命令等及び前項の規定による公表について準用する。

(関係行政機関との連携)

第10条 市長は、指導監督の実施に当たっては、関係行政機関との十分な連携の下に実施し、指導監督の結果及び改善状況について、関係行政機関に通知するものとする。

(文書の様式)

第11条 次に掲げる文書の様式は、市長が別に定める。

- (1) 鴻巣市認可外保育施設設置届出書（第3条第1項の届出書）
- (2) 鴻巣市認可外保育施設変更事項届出書（第3条第2項の届出書）
- (3) 鴻巣市認可外保育施設（廃止・休止）届出書（第3条第3項の届出書）
- (4) 鴻巣市認可外保育施設運営状況報告書（第4条第1項の報告書）
- (5) 事故等報告書（第4条第2項第1号の報告書）
- (6) 長期滞在児童報告書（第4条第2項第2号の報告書）
- (7) 認可外保育施設指導監督基準適合証明書（第6条の証明書）
- (8) 改善指導通知書（第7条第1項の通知書）
- (9) 改善勧告書（第8条第1項の勧告書）
- (10) 事業停止・施設閉鎖命令書（第9条第1項の命令書）